

議案第 3 号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年 2 月 1 4 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1川崎市都市ブランド推進事業審査委員会の項を削り、同表川崎市総務企画局指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市総務 企画局民間 活用事業者 選定評価委 員会	総務企画局が所管する事務 における民間事業者の活力 を活用した手法の導入の適 否並びに民間活用に係る民 間事業者の選定及び評価に 関して調査審議すること。	1 0 人 以 内	学識経験者	2 年
--	--	-----------------	-------	-----

別表第1川崎市公共事業評価審査委員会の項の次に次のように加える。

川崎市財政 局民間活用 事業者選定	財政局が所管する事務にお ける民間事業者の活力を活 用した手法の導入の適否並	1 0 人 以 内	学識経験者	2 年
-------------------------	--	-----------------	-------	-----

評価委員会	びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。			
-------	------------------------------------	--	--	--

別表第1 川崎市市民文化局指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市市民文化局民間活用事業者選定評価委員会	市民文化局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
------------------------	--	-------	-------	----

別表第1 川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市こども未来局民間活用事業者選定評価委員会	こども未来局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定（川崎市保育所等整備事業者選定委員会の所掌事務に属するものを除く。）及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
-------------------------	---	-------	-------	----

別表第1 川崎市経済労働局指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市経済 労働局民間 活用事業者 選定評価委 員会	経済労働局が所管する事務 における民間事業者の活力 を活用した手法の導入の適 否並びに民間活用に係る民 間事業者の選定及び評価に 関して調査審議すること。	10 人以 内	学識経験者	2年
--	--	---------------	-------	----

別表第1 川崎市環境局指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市環境 局民間活用 事業者選定 評価委員会	環境局が所管する事務にお ける民間事業者の活力を活 用した手法の導入の適否並 びに民間活用に係る民間事 業者の選定及び評価に関し て調査審議すること。	10 人以 内	学識経験者	2年
----------------------------------	--	---------------	-------	----

別表第1 川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市健康 福祉局民間 活用事業者 選定評価委 員会	健康福祉局が所管する事務 における民間事業者の活力 を活用した手法の導入の適 否並びに民間活用に係る民 間事業者の選定及び評価に 関して調査審議すること。	10 人以 内	学識経験者	2年
--	--	---------------	-------	----

別表第1 川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会の項及び川崎市高齢者外出支援乗車事業利用管理システム等構築事業者選定委員会の項を削り、同表川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会の項の次に次のように加える。

川崎市まちづくり局民間活用事業者選定評価委員会	まちづくり局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
-------------------------	---	-------	-------	----

別表第1 川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会	建設緑政局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定（川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）第18条の5第1項に規定する川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の所掌事務に属するものを除く。）及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
------------------------	---	-------	-------	----

別表第1中

「

川崎市港湾	港湾局が所管する公の施設	8人	学識経験者	2年
-------	--------------	----	-------	----

局指定管理者選定評価委員会	における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	以内		
---------------	---	----	--	--

」

を

「

川崎市港湾局民間活用事業者選定評価委員会	港湾局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
川崎市臨海部国際戦略本部民間活用事業者選定評価委員会	臨海部国際戦略本部が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
川崎市危機管理本部民間活用事業者選定評価委員会	危機管理本部が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る	10人以内	学識経験者	2年

委員会	民間事業者の選定及び評価 に関して調査審議すること。			
-----	-------------------------------	--	--	--

」

に改め、同表川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市川崎区民間活用事業者選定評価委員会	川崎区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
----------------------	--	-------	-------	----

別表第1川崎市幸区指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市幸区民間活用事業者選定評価委員会	幸区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
---------------------	---	-------	-------	----

別表第1川崎市中原区指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市中原区民間活用事業者選定評価委員会	中原区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
----------------------	--	-------	-------	----

別表第1川崎市高津区指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市高津区民間活用事業者選定評価委員会	高津区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
----------------------	--	-------	-------	----

別表第1中

「

川崎市宮前区指定管理者選定評価委員会	宮前区が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
--------------------	---	------	-------	----

」

を

「

川崎市宮前区民間活用事業者選定評価委員会	宮前区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
川崎市宮前区市民提案	宮前区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	2年

型協働事業 審査委員会	該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。			
----------------	-----------------------------------	--	--	--

に改め、同表川崎市多摩区指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市多摩区民間活用事業者選定評価委員会	多摩区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10 人以 内	学識経験者	2年
----------------------	--	---------------	-------	----

別表第1川崎市麻生区指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市麻生区民間活用事業者選定評価委員会	麻生区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10 人以 内	学識経験者	2年
----------------------	--	---------------	-------	----

別表第1川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会の項の次に次のように加える。

川崎市消防局民間活用事業者選定評価委員会	消防局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事	10 人以 内	学識経験者	2年
----------------------	--	---------------	-------	----

	業者の選定及び評価に関して調査審議すること。			
--	------------------------	--	--	--

別表第2 川崎市教育委員会事務局指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市教育委員会事務局民間活用事業者選定評価委員会	教育委員会が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
---------------------------	--	-------	-------	----

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

民間活用事業者選定評価委員会及び宮前区市民提案型協働事業審査委員会を設置し、並びに指定管理者選定評価委員会等を廃止するため、この条例を制定するものである。